

昭和三十三年一月
婦人労働資料 第六十一号

労働基準法中女子に関連の深い 規定の違反事件並びに送致事件

— 昭和三十一年 —

労働省婦人少年局

目次

一、はしがき	一
二、概説	一
（一）女子に関連の深い規定の趣旨	一
（二）違反事件の概況	三
（三）送致事件の概況	三
三、昭和三十一年における違反、送致状況	四
（一）違反状況	四
（二）送致状況	七
四、違反、送致事例	一
（一）違反事例	一
（二）送致事例	五

一、はしがき

女子は、その心身の特異性から労働生活につき特別の保護を加える必要があり、労働基準法でも年少者とともに一章を設けて一般男子と異なる特別の基準を定め、その保護をはかっている。

婦人少年局では、この法の趣旨に基いて昭和二十九年以降、労働基準法中女子に関連の深い規定の違反事件並びに送致事件について、都道府県婦人少年室から報告を求め、これを分析し関係方面の参考資料として提供してきたのであるが、本年も同様の方法で法第四条及び法第六十五条乃至第六十七条について違反事件を、法第四条及び法第六十一条乃至第六十八条について送致事件を調査分析しその結果を公表することとした。

この資料が、女子労働者の保護の推進に役立てば幸いである。

二、概説

(一) 女子に特殊の規定の趣旨

○第四条 単に性別のみを理由とする男女間の賃金についての差別待遇を禁止したものであるが、一般的にわが国の賃金体系が生活給的色彩を帯び、能力給乃至職階給等の合理的体系が未だ充分確立されていないことなどから個々のケースについて本条に違反するか否かの判定は困難な場合が多い。

○第六十一条 一般男子の労働時間は、第三十六条の規定に基く協定がなされればその範囲内で延長することができるが、女子について第三十六条の規定をそのまま適用することは女子労働者保護の見地から適当でないので、第三十六条の規定に基く協定による時間延長の最大限を定め、休日労働を禁止して女子労働者を保護しようとする規定である。

○第六十二条 深夜における労働は体力の損耗が甚だしく一般に健康と福祉に有害であることにかんがみ女子を深夜業に従事させることは適当でないので、午後十時から午前五時までの間、女子を労働させることを原則として禁止した規定である。

○第六十三条 女子の身心の特性にもとづき危険業務に従事させた場合、一般男子と比べて事故発生のおそれが多く、また、体質的にみても有害物質からの影響を受ける度合いが高いので、危険有害業務に女子を就業させることを全面的に禁止したものである。なお、危険有害業務として本条の適用を受けるものは、女子年少者労働基準規則第九条に定められている。

○第六十四条 坑内労働は、安全・衛生及び風紀上特に危険有害と考えられるので女子を就業させることを禁止したものである。

○第六十五条 女子労働者につき出産の前後それぞれ六週間の休業を認め、産前は請求によつて、産後は一原則として就業させることを禁止し（但し産後の最後の一週間は、女子の請求があれば医師の支障がないと認めた業務に就業させることができる。）、且つ妊娠時には請求により他の軽易な業務に転換させることを義務づけた母性保護の規定である。

○第六十六条 女子労働者が生后一年未満の生児を育てる場合は、授乳等のために要する時間として一般の休憩時間のほかに一日二回各々少くとも三十分の育児時間を保障した規定である。但し、この三分は、哺乳そのものの時間のみでなく哺乳のため乳児の所まで往復する時間も含むので、この規定の実効性を確保するため、事業所が所内又は近傍に託児所を設備することが望まれる。

○第六十七条 女子特有の生理を考慮して生理日の就業が著るしく困難な女子又は生理に有害な業務に従事する女子については、生理休暇の請求によつて就業させることを禁止したものである。なお、生理に有害な業務の範囲は、女子年少者労働基準規則第十一条に定められている。

○第六十八条 解雇された女子が解雇された日から十四日以内に帰郷する場合、使用者に旅費を負担することを義務づけた規定で、工場法施行令第二十七条の流れを汲む規定である。

(二) 違反事件の概況
一般的にみて違反事件は、各法条違反とも逐年減少の傾向を示している。第一表は、労働基準局調べによる年次別違反件数である。

第一表 年次別違反件数（労働基準局調べ）

年 月	法 条	第四 条	第六五 条	第六六 条	第六七 条	計
昭和二十三年二月～十二月		四二七	四九	二六	四三九	九四一
" 二十四年一月～十二月		四五三	八四	四九	九三〇	一、五一六
" 二五年 "		三八九	八五	二六	四二五	五〇〇
" 二六年 "		一三〇	三一	一一	一六一	三三三
" 二七年 "		九五	二九	一三	八一	二一八
" 二八年 "		一一〇	二八	一〇	九一	二三九
" 二九年 "		五三	一九	二	六四	一三八
" 三〇年 "		五一	一五	五	三二	一〇三
" 三一年一月～六月		三三	四	一	二四	六二

(註) 昭和三十一年七月以降の数字は未詳。

(三) 送致事件の概況

送致事件数も逐年減少の傾向を示している。
年次別の送致事件数は第二表のとおりである。

第二表 年次別送致件数

昭和二年（一九二七年）
昭和三年（一九二八年）
昭和四年（一九二九年）
昭和五年（一九三〇年）
昭和六年（一九三一年）
昭和七年（一九三二年）
昭和八年（一九三三年）
昭和九年（一九三四年）
昭和十年（一九三五年）
昭和十一年（一九三六年）
昭和十二年（一九三七年）
昭和十三年（一九三八年）
昭和十四年（一九三九年）
昭和十五年（一九四〇年）
昭和十六年（一九四一年）
昭和十七年（一九四二年）
昭和十八年（一九四三年）
昭和十九年（一九四四年）
昭和二十年（一九四五年）
昭和二十一年（一九四六年）
昭和二十二年（一九四七年）
昭和二十三年（一九四八年）
昭和二十四年（一九四九年）
昭和二十五年（一九五〇年）
昭和二十六年（一九五一年）
昭和二十七年（一九五二年）
昭和二十八年（一九五三年）
昭和二十九年（一九五四年）
昭和三十年（一九五五年）
昭和三十一年（一九五六年）
昭和三十二年（一九五七年）
昭和三十三年（一九五八年）
昭和三十四年（一九五九年）
昭和三十五年（一九六〇年）
昭和三十六年（一九六一年）
昭和三十七年（一九六二年）
昭和三十八年（一九六三年）
昭和三十九年（一九六四年）
昭和四十年（一九六五年）
昭和四十一年（一九六六年）
昭和四十二年（一九六七年）
昭和四十三年（一九六八年）
昭和四十四年（一九六九年）
昭和四十五年（一九七〇年）
昭和四十六年（一九七一年）
昭和四十七年（一九七二年）
昭和四十八年（一九七三年）
昭和四十九年（一九七四年）
昭和五十年（一九七五年）
昭和五十一年（一九七六年）
昭和五十二年（一九七七年）
昭和五十三年（一九七八年）
昭和五十四年（一九七九年）
昭和五十五年（一九八〇年）
昭和五十六年（一九八一年）
昭和五十七年（一九八二年）
昭和五十八年（一九八三年）
昭和五十九年（一九八四年）
昭和六十年（一九八五年）
昭和六十一年（一九八六年）
昭和六十二年（一九八七年）
昭和六十三年（一九八八年）
昭和六十四年（一九八九年）
昭和六十五年（一九九〇年）
昭和六十六年（一九九一年）
昭和六十七年（一九九二年）
昭和六十八年（一九九三年）
昭和六十九年（一九九四年）
昭和七十年（一九九五年）
昭和七十二年（一九九七年）
昭和七十四年（一九九九年）
昭和七十六年（二〇〇一年）
昭和七十八年（二〇〇三年）
昭和八十年（二〇〇五年）
昭和八十二年（二〇〇七年）
昭和八十四年（二〇〇九年）
昭和八十六年（二〇一一年）
昭和八十八年（二〇一三年）
昭和九十年（二〇一五年）
昭和九十二年（二〇一七年）
昭和九十四年（二〇一九年）
昭和九十六年（二〇二一年）
昭和九十八年（二〇二三年）
昭和九十九年（二〇二四年）

[illegible]

三、昭和三十一年における違反、送致状況

(一) 違反狀況

(1) 第四条（男女同一賃金の原則）の違反

報告のあつた違反件数は、前年の四八件から二五件と半減し、違反事業場の所在地を地域別にみると次のとおりで前年の二五道府県から九道県に減少した。

愛知	一	岡山	一	長崎	一	宮崎	一	計	二五
北海道	二	秋田	四	神奈川	一	長野	二	岐阜	二

違反事業場を、法第八条の各号及び労働者数によつて分類すると第三表のとおりで業種別では製造業、

規模別では一〇〇人未満の事業場が圧倒的に多い。

第三表 規模別業種別違反事件数 (婦人少年局調べ)

業種（法第八條）	規 模		計
	三〇人未滿者數	三〇人以上者數	
一 號（製造業關係）	一一	七	一八
二 號（鉱業關係）	一		一
三 號（建設業關係）	一		一
四 號（運輸關係）		一	一
八 號（販売關係）	一	一	二
九 號（金融保險關係）	一		一
一〇 號（映画演劇關係）	一		一
計	一六	八	二五

右の法第八条第一号（製造業関係）を更に細分してみると

食料品工業

製材及び木製品工業 三

金屬工業

黨業

紡織工業

計
一
八

となつてゐる。

これらの違反は、二三件が定期監督で発見され、二件が口頭申告で発見されたもので、これを内容別にみると次のごとく各種手当を男子のみに支給し又はその金額に差を設けていたものが最も多く、差別的取扱の理由としては一般的にみて女子は男子より労働能率が低い、労働時間が短い、扶養家族が少い等があげられている。

1. 給与の基本的部分について差別していたもの

初任給 二

2. 各種手当について差別していたもの

物価手当 一四

精勤手当 三

休日手当 一

日直手当 一

奨励手当 一

住宅手当 一

3. その他

時間外労働に対する割増賃金 二

これら違反に対する監督機関の措置は、請書九、注意書一二、口頭戒告三、その他一となっておりいずれも是正された。是正のためには、過去に遡及してその差額を支払い、あるいは就業規則等の改正により将来に向つて給与改訂の措置を講ずる等の方法がとられた。

(2) 第六十五条（産前産後の休業）の違反

報告のあつた違反件数は前年の七府県一〇件から五府県六件と減少、これを府県別にみると京都二

件、宮城・岡山・島根・宮崎各々一件となつている。

規模別では、労働者数三〇人未満四件、三〇人以上九九人未満二件であり、労働基準法第八条の各号別では、一号（製造業関係）四件、二号（鉱業関係）二件となつている。

違反事件のうち一件は、出産予定の女子の休業請求を拒否して就業せしめた疑いのある事件であり、他の五件は、出産后法定の休業日数を与えないで就業せしめたものであるが、いずれも労働者の自発的意志による就業と認められ、産前の休業請求拒否事件も解雇予告手当、時間外労働に対する割増賃金の請求を契機として提起された事案であつていずれも悪質な違反とは認められず、今後かかることのないよう注意するにとどまつた。

(3) 第六十六条（育児時間）の違反

報告のあつた違反事件は、埼玉、広島各一件でいずれも定期監督の際発見され、監督官の指導により是正された。

(4) 第六十七条（生理休暇）の違反

報告のあつた違反事件は、愛知、京都各一件、広島二件、計四件で、いずれも監督官の指導により是正された。

(二) 送致状況

送致された事業場の所在地を地域別にみると次のとおりで前年の二五道府県八九件から一六道府県四六件と半減した。

北海道 三	福島 二	埼玉 一	神奈川 三	新潟 二	長野 二
愛知 九	三重 一	京都 一	兵庫 六	和歌山 一	山口 一
香川 二	愛媛 二	福岡 九	佐賀 一	計 四六	

送致された事業場は、第四表の如く業種別（法第八条の区分）では製造業が最も多く、規模別では一〇〇人未満の小規模事業場が多い。

第四表 規模別、業種別送致件数（婦人少年局調べ）

業種（法第八条）	規 模		一〇人未満	一〇人～九人	三〇人～九人	一〇〇人以上	不 明	計
	労働者数	一〇人未満						
一 号（製造業関係）				九	一五	六	一	三一
二 号（鉱業関係）				六	一	二		九
三 号（建設業関係）				二				二
五 号（貨物取扱関係）					一			一
八 号（販売関係）					一			一
一四号（接客娯楽関係）		二						二
計		二	一七	一八	八	一		四六

これら送致事件発見の端緒は、定期監督により一二件、口頭申告・投書各々八件、その他（深夜臨検を含む）一八件となつてゐる。

送致事件を違反法条別にみると第五表のとおりで、第六十一条及び第六十二条の違反が大部分をしめてゐる。

第五表 違反法条別送致件数（婦人少年局調べ）

業種（法第八条）	規 模	送致件数	送致人員	違反法条別送致件数				
				第六一条	第六二条	第六三条	第六四条	計
一 号（製造業関係）		三一	法人 五九	一六	二五			四一
二 号（鉱業関係）		九	法人 一九				九	九
三 号（建設業関係）		二	七			二		二
五 号（貨物取扱関係）		一	二			一		一
八 号（販売関係）		一	二					一
一四号（接客娯楽関係）		二	四		二			二
計		四六	法人 九三	一七	二七	三	九	五六

（註）一事件で二以上の法条に違反するものであるため、送致件数と法条別送致件数の累計とは一致しない。

送致された事件の処理状況は第六表のとおりで、起訴された者はすべて罰金刑を受けており、公判の結果無罪となつた者はなかつた。また、送致した事件そのものについて検察庁が不起訴処分を行ったものはなかつた。

なお、不起訴処分を受けた法人二、個人二四は、大部分が情状を酌量されて起訴猶予になつたものであるが、一部に犯罪容疑の無いことが立証されたものもみられた。罰金の額は、第七表のとおりである。

第六表 送致事件処理状況

(婦人少年局調べ)

処理区分	件数	処理対象	
		法人	個人
罰金	三五	五	五一
公判中	五		七
不起訴		二	二四
の起訴、不起訴の処分未定	二	一	六
不明	四	一	五
計	四六	九	九三

第七表 罰金額別人員表

(婦人少年局調べ)

罰金額	対象	法人	個人
二〇〇〇円			三
三〇〇〇円	一		五
五〇〇〇円			一七
七〇〇〇円			一
八〇〇〇円			一
一〇〇〇〇円			一一
一五〇〇〇円			三
二〇〇〇〇円	二		七
三〇〇〇〇円	二		一
五〇〇〇〇円			一

四、違反、送致事例

(一) 違反事例

(1) 第四条の違反事例

(i) 初任給について

N 信用金庫 北海道 労働者数 男八名 女八名

就業規則上は性別による賃金格差を規定していないが、事実の問題として高校卒業者の男子に対し、半年后昇給する筈の二〇〇円を加算した五、七〇〇金を支給し、同資格の女子には五、五〇〇円を支給していた。なお提供される労働の質と量に挙別を認めることは困難であつた。

(ii) 物価手当について

Y 木材(株) 秋田 労働者数 男二〇名 女八名

物価手当支給基準を次のように定め支払つていた。

世帯主(家族持)たる男子 月額二、〇〇〇円

二〇才以上の独身男子 月額一、五〇〇円

二〇才未満の独身男子及び女子月額一、〇〇〇円

(iii) 精勤手当について

S 鉱業所 岐阜 労働者数 男一八名 女二名

一ヶ月二五日以上就労した者に支払う精勤手当の額を男子五〇〇円、女子三〇〇円と定め支配つていた。

(iv) 休日手当について

F 木材 秋田 労働者数 {男六五名
女一一一名}

労働基準法第三十五条の規定による休日一日につき支給する休日手当の額を男子三〇〇円、女子二〇〇円と定め支払っていた。

(六) 日直手当について

I 興産 長野 労働者数 {男五名
女二名}

日直手当を男子一四〇円、女子一二〇円と定め支払っていた。

(七) 奨励手当について

S 自動車 長野 労働者数 {男二二四名
女一三〇名}

祭礼日の労働強化に対して支給する特別手当の額を月額男子七〇〇円、女子四〇〇円と定め支払っていた。

(八) 住宅手当について

D 設備 長崎 労働者数 {男一八名
女三名}

住宅手当を月額男子一、〇〇〇円、女子二〇〇円と定め支払っていた。

(九) 時間外労働に対する割増賃金(超勤手当)について

T 興業 神奈川 労働者数 {男六名
女五名}

時間外労働に対する割増賃金の額の計算が難しかったため、男子の平均賃金が一般的に女子のそれを上廻ることを理由に一律に一時間につき男子一五〇円、女子一〇〇円と定め支払っていたものである。

(2) 第六十五条の違反事例

(イ) O 鉱山 宮城 労働者数 {男一二名
女一名}

女子坑外選炭婦Hは、昭和三十一年五月十七日に出産したが、出産後六週間を経過しない六月十一日以降就業させた。なお本件はHの意思によるものである。

(ロ) T 機業 京都 労働者数 {男九名
女四名}

女子労働者H及びNを本人の希望があつたとして医師の証明がないにも拘らず法定の六週間を経過しない三十九日目及び三十六日目に就業させた。

(ハ) T 食品製造所 岡山 労働者数 {男二名
女一名}

女子労働者Tに対し、出産予定日が昭和三十年八月三十日であることを知りながら八月一日から八月二十日までの間、本人の意志に反して(Tの申立)ラムネ、サイダー等のレツテル貼布作業に就業させた。然し、使用者は、本人の意思に反して強制的に就業させたことはないとしてTの申立を否定しており、真相は明らかでない。なお、本件は解雇予告手当及び時間外労働に対する割増賃金の請求に絡んで惹起されたものである。

(3) 第六十六条の違反事例

O 織物工場 広島 労働者数 {男一
女五名}

育児時間として午前、午後とも十五分宛しか与えていなかった。

(4) 第六十七条の違反事例

(イ) H バス 広島 労働者数 {男一九三名
女一四二名}

昭和三十年十月以降、女子車掌が生理休暇を請求したところ、会社は正当でないとしてこれを拒否し休暇を与えなかった。なお本件は、労働組合の組合長から口頭で申告されたものである。

(イ) ㈱A精工社 広島 労働者数 男一七名 女三名

生理休暇を請求したのに与えなかった。

(二) 送致事例

「事件は、多くの場合、他の法案違反とあわせて送致されているが、ここでは女子に関する違反のみをあげる」

(1) 第六十一条違反による送致事例

(イ) ㈱H屋 北海道 労働者数 男一〇名 女一名

被疑者Tは、昭和二十六年以降五回以上の臨検指導に対しその指示事項を放置して是正せず、女子労働者一名に対して延三〇日の休日労働をさせていた。

送致結果 略式命令 罰金一〇、〇〇〇円

(ロ) ㈱W商会 神奈川 労働者数 四二名

被疑者I及びWは、昭和三十年十月二日以降同年十二月三十一日に至る間に、女子労働者Tほか四名に対し一日二時間を超えて時間外労働一一一回計二二三時間余を行わせ、一週六時間を超えて時間外労働三三回計二七〇時間余を行わせたものであり、而も被疑者等は出勤簿等を二重に作成し偽りの書類を提示してその場を逃れようとしていたものである。

送致結果 略式命令 各々罰金五、〇〇〇円

(ハ) M繊維㈱ 愛媛 労働者数 男一二名 女五八名

被疑者N及びKは、M繊維㈱の責任者として本事案前、女子労働者の時間外労働及び休日労働につき厳重戒告を受け、誓約書を提出しておきながら

昭和三十一年十月二十一日より同年十二月二十八日に至る間女子労働者Tほか一八名に対し、一週六時間を超えて計一、四二四時間の時間外労働をさせ計八八日の休日労働をさせたものである。

送致結果 略式命令 各々罰金三、〇〇〇円

(二) N 精器製作所 長野 労働者数 {男 三六名 女 三四名}

被疑者 N 精器製作所並びに被疑者 A、M 及び S は、過去数回にわたり本条等の違反により嚴重戒告をうけ、始末書をとられ、あるいは略式命令による罰金五、〇〇〇円等の処分を受けながら労基法違反をおかしても罰金で済むならばやむを得ないと称して反省の色なく

昭和三十年十一月二十一日以降昭和三十一年二月二十日に至る間に女子労働者 F ほか二十一名に對し法定の制限を超えて計五九一時間の時間外労働をさせ、また同期間内に女子労働者十一名に對し計一〇三日の休日労働をさせていた。

送致結果――略式命令

N 精器製作所 罰金 三〇、〇〇〇円
A 及び M 罰金 二〇、〇〇〇円
S 罰金 一〇、〇〇〇円

(2) 第六十一条及び第六十二条違反による送致事例

(イ) K 染色(株) 京都 労働者数 {男 一三名 女 七名}

被疑者 K 染色(株)並びに被疑者 O 及び N は女子労働者 S ほか四名に對し、

(i) 昭和三十年九月二十六日以降昭和三十一年二月十一日までの間に一日二時間を超えて計二六五回にわたり六五四時間の時間外労働をさせ

(ii) 昭和三十年十一月、十二月の二ヶ月間に十九回にわたり休日労働をさせ

(iii) 昭和三十年十二月中に午后十時以降の深夜に計五六回にわたり一五九時間の労働をさせた。

被疑者 H は、前記違法行為の事実を知らながらその是正について必要な措置を講じていなかったものである。

送致結果―― X 染色(株)・・・不起訴

H 略式命令 罰金 二〇、〇〇〇円

O 及び N 略式命令 罰金 五、〇〇〇円

(ロ) M 織布工場 兵庫 労働者数 {男 二名 女 一四名}

被疑者 T は工場の経営者として輸出織物の製造を業とするものであり、被疑者 S は T の長男で工場経営に参与している者であるが、被疑者等は過去数回にわたって法違反につき戒告をうけ、誓約書を提出しておりながら、何ら反省の色なく、昭和三十一年二月一日以降同年三月三十一日までの間に

(i) 女子労働者 S ほか一三名に對し法定の制限を超えて計一、一五二時間余の時間外労働に従事させ

(ii) 女子労働者 S ほか二名に對し延四七三回にわたり計五〇六時間の深夜業に従事させていたものである。

送致結果―― I、S 不起訴

T 略式命令 罰金 一〇、〇〇〇円

(ハ) N 罐詰(株) 佐賀 労働者数 {男 一五名 女 二六八名}

被疑者 Y は、N 罐詰(株)の工場長として工場における生産業務運営の全般的責任者であるが、

(i) 女子労働者 M ほか一三五名を昭和三十一年一月二十一日以降同年二月十三日に至る間に法定の制限を超えて計二、四〇九時間余の時間外労働に従事させ

(ii) 女子労働者 M ほか七八名を昭和三十一年一月十日以降同年二月六日に至る間に計一三六日の休日労働に従事させ

(iii) 女子労働者 F ほか一六名を昭和三十一年一月二十一日以降同年二月十三日に至る間に四三時間余の深夜業に従事させた。

送致結果——略式命令 罰金 一〇、〇〇〇円

(3) 第六十二条違反による送致事例

(イ) T 織物(株) 愛知 労働者数 男 九名
女 一七名

被疑者Tは、T織物(株)社長として労働者の労務管理につき一切の責任を有する者であるが、昭和三十一年十月二十一日以降同年十二月八日に至る間に女子労働者一六名を一日最高六時間三〇分最低三〇分平均五時間計七四七時間余の深夜業に従事させたものである。

送致結果——略式命令 罰金 二〇、〇〇〇円

(ロ) D 繊維(株) 三重 労働者数 男 九名
女 六九名

被疑者Iは、D繊維(株)の取締役工場長として工場の労働者の労務管理につき一切の責任を有するものであるが、

昭和三十年十月八日以降昭和三十一年一月十三日に至る間に女子労働者Iほか五二名を計五、九九九時間余の深夜業に従事させ、

被疑者D繊維(株)は、右違反の防止につき必要な措置を講じなかつたものである。

送致結果——D 繊維(株) 不起訴

I 略式命令 罰金 五、〇〇〇円

(ハ) F 織布工場 兵庫 労働者数 男 一名
女 一四名

被疑者Fは、工場の経営者で、労働者の労務管理につき一切の責任を有する者であるが、過去四回にわたり本条違反により摘発され嚴重戒告を受け請約書を提出しているにも拘らず、反省の色なく、昭和三十一年四月一日以降同月末日に至るまでの間に、女子労働者Sほか七名を四三回計二五三時間にわたり深夜業に従事させた。

送致結果——略式命令 罰金 五、〇〇〇円

(4) 第六十三条違反による送致事例

(イ) N 通運(株)K 営業所 北海道 労働者数 男 三五名
女 七名

被疑者Aは、K営業所長として業務全般を統轄する責任者であり、被疑者Tは、作業の直接指揮監督者であるが、被疑者等は、第六十三条第一項に基づき女子年少者労働基準規則第七条に女子労働者等の重量物取扱制限の定めのあることを知りながら、

昭和三十一年四月初め頃から女子労働者N及びHを重量一二四・三キログラムの鉄棒運搬の作業に従事させていた。なお、本事件は、同年五月二十三日、女子労働者Nがその重量に耐えかねて転倒し、頸部を鉄棒で挟圧され死亡したことにより発覚したものである。

送致結果——A 不起訴

T 略式命令 罰金 五、〇〇〇円

(ロ) T 土木 福岡 労働者数 男 一六名
女 六名

被疑者Aは、T土木の現場責任者として工事全般を指揮監督する者であり、被疑者D及びEは、T土木の現場監督であるが被疑者等は、第六十三条第一項に基づき女子年少者労働基準規則第九条に土砂崩壊の危険がある場所に女子労働者を就業させることを禁止する定めのあることを知りながら、

昭和三十一年二月七日以降同年三月十一日に至る間に女子労働者二名を土砂崩壊の危険ある場所で作業に従事させていたものであり、

被疑者Tは、T土木の組長として右の事実を知りながらこれを是正するために必要な措置を講じていなかつたものである。

なお、本事件は、女子労働者等の土砂崩壊事故による死亡のため新聞に報じられ発覚したもので

ある。

送致結果 I・I・D・E 不起訴

A 略式命令 罰金 二〇、〇〇〇円

T 略式命令 罰金 五、〇〇〇円

(6) 第六十四条違反による送致事例

(イ) S 鉱業所 福岡 労働者数 {男 九九名
女 二四名

被疑者 I は、S 鉱業所の一支坑責任者であり男女計四名を指揮監督して石炭の採掘をするものであるが、女子の坑内労働が第六十四条により禁止されていることを知りながら且つ同坑内には男子労働者が就労しているにも拘らず

昭和三十一年二月八日、同坑々口より約一〇米の坑内から坑外貯炭場まで石炭を運搬するトロツコ押し の坑内労働に従事させたものである。

送致結果 I・I 略式命令 罰金 二、〇〇〇円

(ロ) S 炭坑 福岡 労働者数 {男 三二名
女 一〇名

被疑者 E は、S 炭坑 S 坑の石炭採掘責任者であるが、

(1) 昭和三十一年一月二十二日、女子労働者 T を同坑内において石炭をテボに掬い込む作業に従事させた。なお、T は同日落盤事故により死亡した。

(2) 昭和三十一年二月中に約一〇日間、女子労働者 N 及び K を同坑内において石炭運搬の作業に従事させた。

送致結果 I・I 略式命令 罰金 五、〇〇〇円

昭和三十三年一月印刷
昭和三十三年一月発行

編集兼 労働省婦人少年局
発行人

印刷人 労働省婦人少年局

印刷所 有限会社 工 文 社

中央区日本橋本町二ノ一
電話 (24) 六〇八八、二四五三